



山形県公報

令和4年9月13日(火)
第338号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……893
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………( ) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……894
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……897

### 選挙管理委員会

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・所得向上推進課) ……898
- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……899
- 同……………(警察本部) ……900

## 告 示

### 山形県告示第717号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.60%」を「年0.70%」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年8月19日から適用する。
- 令和4年8月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第718号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.60パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年8月19日から適用する。
- 令和4年8月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第719号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 庄内たがわ農業協同組合  
 代表理事組合長 太田 政士  
 鶴岡市上藤島字備中下3番の1
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日    |
|---------------------------|-------|------------|----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |          |
| 叶野 浩<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和4年9月2日 |
| 菖蒲 孝夫<br>玄米、大豆            | 同 左   |            |          |
| 石川 輝紀<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば   | 同 左   |            |          |
| 日向 一也<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば   | 同 左   |            |          |
| 大滝 尚<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば    | 同 左   |            |          |
| 齋藤 正之<br>玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |          |
| 小林 卓史<br>玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |          |
| 今井 俊<br>玄米、大豆、そば          | 同 左   |            |          |
| 野尻 秀一<br>玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |          |
| 清野 清晃<br>玄米、大豆            | 同 左   |            |          |
| 阿部 正<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば    | 同 左   |            |          |
| 佐藤 誠<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば    | 同 左   |            |          |
| 梅津 茂雄<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば   | 同 左   |            |          |
| 佐藤 俊喜<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば   | 同 左   |            |          |
| 山木 均<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば    | 同 左   |            |          |
| 鈴木 繁則<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば   | 同 左   |            |          |
| 加藤 修<br>玄米、大豆、そば          | 同 左   |            |          |

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 五瓶 正人<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 菅原 剛<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左                     |
| 五十嵐 順<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左                     |
| 大井 広明<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 佐藤 正春<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 阿部 慶和<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば | 同 左                     |
| 庄司 学<br>玄米、大豆           | 同 左                     |
| 高橋 健児<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 山口 龍士<br>玄米、大豆、そば       | 山口 龍士<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば |
| 池田 直史<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 小田 一貴<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 阿部 仁<br>玄米、大豆、そば        | 同 左                     |
| 遠藤 貞吉<br>玄米、大麦、大豆、そば    | 同 左                     |
| 板垣 渉<br>玄米、大豆、そば        | 板垣 渉<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば  |
| 高橋 徹<br>玄米、大豆、そば        | 同 左                     |
| 今野 今人<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 鈴木 重昭<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 大滝 正人<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 藪田 凌也<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 佐藤 務<br>玄米、大豆、そば        | 同 左                     |
| 伊藤 隆<br>玄米、大豆、そば        | 伊藤 隆<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば  |
| 佐藤 玄明<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 奥山 和樹<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |
| 加藤 慧真<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                     |

|                    |                   |  |
|--------------------|-------------------|--|
| 安野 仁<br>玄米、大豆、そば   | 同 左               |  |
| 五十嵐 暢弘<br>玄米、大豆、そば | 同 左               |  |
| 佐藤 克典<br>玄米、大豆、そば  | 同 左               |  |
| 阿部 秀一<br>玄米、大豆、そば  | 同 左               |  |
| 安野 拓<br>玄米、大豆、そば   | 同 左               |  |
|                    | 高橋 歩<br>玄米、大豆、そば  |  |
|                    | 佐藤 文秋<br>玄米、大豆、そば |  |
|                    | 板垣 綾斗<br>玄米、大豆、そば |  |

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社野川ファーム  
代表取締役社長 細谷 浩司  
天童市万代1番2号

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 伊藤 博美<br>もみ、玄米            | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和4年8月25日 |
| 細谷 浩司<br>玄米               | 同 左   |            |           |
| 岡崎 直人<br>玄米、そば            | 同 左   |            |           |
| 加藤 宙<br>玄米                | 同 左   |            |           |
| 山口 敏春<br>飼料用もみ、飼料用玄米      | 同 左   |            |           |
| 深瀬 和浩<br>飼料用もみ、飼料用玄米      | 同 左   |            |           |
| 菊地 輝久<br>飼料用もみ、飼料用玄米      | 同 左   |            |           |
| 鈴木 祐次郎<br>飼料用もみ、玄米        | 同 左   |            |           |
| 村上 大輔<br>飼料用もみ、玄米、そば      | 同 左   |            |           |
| 阿部 久栄<br>飼料用もみ、飼料用玄米      | 同 左   |            |           |
| 吉田 政宏<br>飼料用もみ、飼料用玄米      | 同 左   |            |           |
| 堀子 陽一<br>飼料用もみ、飼料用玄米      | 同 左   |            |           |

|                      |             |  |  |
|----------------------|-------------|--|--|
| 管 祐一郎<br>飼料用もみ、飼料用玄米 | 同 左         |  |  |
| 卯月 博英<br>玄米          | 同 左         |  |  |
| 林郷 祐大<br>玄米、そば       | 同 左         |  |  |
| 後藤 竜也<br>玄米          | 同 左         |  |  |
| 柴田 嘉也<br>玄米          | 同 左         |  |  |
| 鈴木 翔<br>玄米           | 同 左         |  |  |
| 長堀 一美<br>もみ、玄米       | 同 左         |  |  |
|                      | 山口 大地<br>玄米 |  |  |
|                      | 梅津 和則<br>玄米 |  |  |

**山形県告示第720号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道
  - (2) 名 称 山形市公共下水道
- 2 縦覧の場所
 

県土整備部都市計画課

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第46号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年9月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕 谷 真 生

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,963人  
 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 212,264人  
 県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-----------|---------|-----------|---------|------|---------|
| 山形市       | 68,249人 | 上山市       | 8,446人  | 南陽市  | 8,591人  |
| 米沢市       | 22,128人 | 村山市       | 6,533人  | 東村山郡 | 7,050人  |
| 鶴岡市       | 34,718人 | 長井市・西置賜郡  | 14,906人 | 最上郡  | 10,448人 |
| 酒田市・飽海郡   | 32,230人 | 天童市       | 17,104人 | 東置賜郡 | 10,404人 |
| 新庄市       | 9,586人  | 東根市       | 13,227人 | 東田川郡 | 7,820人  |
| 寒河江市・西村山郡 | 21,761人 | 尾花沢市・北村山郡 | 6,175人  |      |         |

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和4年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番               | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------------|----|------------|
| 東田川郡庄内町小出新田字苧畑割98番   | 田  | 3,901      |
| 東田川郡庄内町小出新田字苧畑割103番1 | 田  | 1,220      |
| 東田川郡庄内町小出新田字苧畑割104番1 | 田  | 973        |

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和5年3月 | 5年   | 304,700円     |

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和4年9月27日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

## (2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年9月13日

山形県村山総合支庁長 齋 藤 直 樹

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁共用入札室（6階）
- (2) 日時 令和4年10月26日（水）午後1時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,524,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和4年10月7日（金）午後5時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1,524,000kg
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. October 26, 2022
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan  
TEL 023(621)8185

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新運転者管理システムレプリカサーバの賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 天童市大字高橋1300 山形県総合交通安全センター 201会議室（2階）
- (2) 日時 令和4年10月27日（木）午後3時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
新運転者管理システムレプリカサーバの賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間  
契約締結の日から令和10年12月31日までとする。ただし、契約締結の日から令和5年3月31日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和5年4月1日から令



和10年12月31日までとする。

(4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高揃1300 山形県警察本部交通部運転免許課電算係  
電話番号023(655)2150

(2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部交通部運転免許課電算係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(3) 仕様書の交付場所 仕様書等交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部運転免許課電算係で交付する。

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に記載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年10

月6日（木）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年9月29日（木）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課電算係に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) 応札役務仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札役務仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札役務仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of replica server for new driver management system: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 3:00 P.M. October 27, 2022
- (3) Contact point for the notice: Driver's Licence Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 1300 oaza Takadama Tendo-shi Yamagata-ken 994-0068 Japan TEL023(655)2150